

海外旅行保険における旅行行程中の保険事故

—東京高判令和3・12・23金判1666号11頁—

(原審：東京地判令和3・7・1金判1666号12頁)

桜 沢 隆 哉

I. 事実の概要

本件は、X（原告・控訴人。なお、Xは、亡Aの妻であり、その法定相続人である）が、Y（被告、被控訴人）に対し、Xの亡夫であるA（以下「亡A」という。）が被告との間で締結していた海外旅行保険契約に基づき、亡Aの傷害死亡保険金1億円及びこれに対する請求の日より後の日であるとする平成30年6月13日から支払済みまで商事法定利率（平成29年法律第45号による改正前の商法514条に基づく利率）年6分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

亡Aは、平成29年10月9日、Yの保険代理店である株式会社Z（以下「Z」という）との間で、以下の内容の海外旅行保険契約（以下「本件保険契約」という）を締結した。すなわち、①被保険者：亡A、②傷害死亡保険金額1億円、③保険期間：平成29年10月9日から平成30年4月8日まで、④旅行先：アジア、⑤旅行目的：観光、である。

本件保険契約に関する保険約款には、①Yは、被保険者が「旅行行程」中に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、傷害死亡保険金額を死亡保険金受取人に支払うこと（傷害死亡保険金支払特約第2条（1））、②保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めていなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とする（同特約第14

条)、③「旅行行程」とは、保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいうこと(海外旅行保険普通保険約款第1条)などが定められている。なお、本件保険契約締結の際、亡Aは、死亡保険金受取人を定めていなかったことから、上記保険約款の②の規定に基づき、亡Aの法定相続人であるXが死亡保険金受取人となった。

亡Aは、平成15年頃から、日本からの出国と日本への入国を繰り返すようになり、数年間日本に入国しないこともあったところ、平成21年7月10日に日本を出国してフィリピンに入国した後は、平成29年10月6日にフィリピンから日本に入国するまで、8年以上の間、日本に入国していなかった。

亡Aは、上記のとおり平成29年10月6日に日本に入国した後、同月9日、成田空港に所在するZのカウンターにおいて、本件確認用紙に必要事項を記入し、本件保険契約の申込手続を行った。その際、亡Aは、当初は本件確認用紙の住所欄に東京都の住所を記載したが、同住所が繁華街であったこと等から本件保険代理店の担当者が亡Aに対し記載した住所は住んでいる場所かと尋ねたところ、亡Aは同所には住んでおらず宿泊をしている旨答えた。そこで、同担当者が亡Aに対して本件確認用紙の住所欄にはホテルではなく住んでいる場所を記載するように依頼したところ、亡Aは新しい本件確認用紙の住所欄に群馬県(以下略)の住所を記載した。その後、亡AとYの保険代理店であるZは、同日、本件保険契約を締結した。なお、亡Aが記入した本件確認用紙には、「海外居住の方・居住目的でご旅行の方・現時点で日本国内におられない方は、お引受けできません。」と記載されていた。亡Aは、平成29年10月9日、本件保険契約を締結した後、日本を出国した。フィリピンに入国後、亡Aは、平成29年12月1日、フィリピン共和国の方式でXと婚姻している。

亡Aは、平成30年3月21日、フィリピンにおいて、急性心筋梗塞によって死亡した。亡Aの死後に行われたYによる調査の際には、Xは、亡Aは平成20年頃からフィリピンでXと半同棲の生活をしていた旨述べていた。

Xは、平成30年6月22日、Yに対し、本件保険契約に係る傷害死亡保険金の支払を請求したが、Yは、令和元年6月20日、本件保険契約に係る傷害死亡保険金については旅行行程中に傷害を被ることが支払条件になっているが、亡Aの住居は日本ではなくフィリピンにあったと認められ、フィリピンにおいて疾病や傷害が発生したとしても「旅行行程中」及び「責任期間中」のものではないため支払条件に該当しないなどとして、保険金の支払を拒絶した。そこで、Xが本件訴えを提起したものである。

本件の争点は、旅行行程中の保険事故の発生の有無および本件保険代理店(Z)の錯誤の有無である。

まず、旅行行程中の保険事故の発生の有無について、Xは次の通り主張する。すなわち、亡Aは、本件保険契約の保険期間中に、フィリピン国内にあるX宅において階段からの転落事故によって死亡したものであって、「保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程」（海外旅行保険普通保険約款第1条）中の事故によって死亡したものである。それに対して、Yは次の通り主張する。亡Aの死因は急性心筋梗塞であり、死亡する前に階段で転倒していたとしても、階段で転倒した結果として心筋梗塞が生じたのではなく、心疾患が生じた結果、階段で転倒したものと考えられること、また、①亡Aは、平成21年7月10日に日本を出国した後はフィリピンにおいてXと半同棲の生活をしていたものであり、その後、平成29年10月6日に日本に入国するまで8年以上の間日本には渡航していなかったこと、②亡Aは、同日に日本に入国した後も日本には数日しか滞在しておらず、同月9日には日本を出国してフィリピンに帰っていること、亡Aは、日本に滞在している間は、1泊はXの姉が当時住んでいた群馬県に、もう1泊はホテルにそれぞれ宿泊していたのであり、日本において住む家が存在しなかったことは明らかであることなどからすれば、亡Aは本件保険契約締結時にはフィリピンに居住していたものであり、したがって、亡Aの傷害死亡という保険事故は亡Aがフィリピンの住居に

帰着した後に発生したものであるから、「住居に帰着するまでの旅行行程」中の事故には当たらないということである。

他方、本件保険代理店（Z）の錯誤の有無について、Yは次の通り主張する。すなわち、本件保険契約に係る海外旅行保険申込内容確認用紙に「海外居住の方…は、お引受けできません。」と記載されているとおり、本件保険代理店は、海外に居住する者とは海外旅行保険を締結しないこととしており、亡Aがフィリピンに居住していることを聞いていれば本件保険契約は締結していなかったところ、Zは、亡Aが、本件確認用紙の住所欄に記載した群馬県に住んでいる旨述べたことから、その旨誤信して本件保険契約を締結したものである。したがって、本件保険代理店は、錯誤によって本件保険契約を締結したものであり、本件保険契約は無効である。

それに対して、Xは次の通り主張する。亡Aは日本国籍を有しており、日本から出国する前は日本に居住していたのであるから、「海外居住の方」には該当しない。Yは、本件保険契約締結時には亡Aはフィリピンに居住していたものである旨主張するが、亡Aのフィリピンの在留資格は「短期滞在、観光」に過ぎず、在留資格を失えば日本に帰国せざるを得ないのであるから、亡Aがフィリピンに住居を有していようが「海外居住の方」に該当する余地はない。また、海外旅行保険を締結しようとする者は海外に居住しているかについての告知義務を負わないから、本件保険代理店に錯誤はなく、仮に、Zに錯誤があったとしても、錯誤に重大な過失がある。

II. 判旨 請求棄却、控訴棄却

原審判決は請求を棄却した。控訴審判決は原審判決に補正を行ったほかは原審判決を支持して控訴を棄却している。以下の判旨は、原審判決の判旨に控訴審判決の補正を加筆したもの（ゴシック体で示した箇所）である。

1. 旅行行程中の保険事故の発生の有無について

「(1) まず、Xは、亡Aはフィリピン国内にあるX宅において階段からの転落事故によって死亡した旨主張するが、……亡Aの死因は急性心筋梗塞であり、仮にその直前に亡Aが階段から転落していたのだとしても、それによって負った傷害と死亡との間の因果関係があるとはいえず、亡Aが転落事故によって負った傷害「の直接の結果として死亡した」(傷害死亡保険金支払特約第2条(1))のものとは直ちには認められない。

(2) また、上記(1)の点を措くとしても、次のとおり、亡Aは『旅行行程』中に傷害を負ったものとはいえない。

ア すなわち、前提事実……のとおり、本件保険契約における『旅行行程』とは、保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいう(海外旅行保険普通保険約款第1条)とされているところ、本件確認用紙に『海外居住の方…は、お引受けできません。』と記載されていることなどからすれば、上記『旅行行程』は日本国内に居住する者が日本国内の住居を出発してから日本国内の住居に帰着するまでの旅行行程であることを前提にしているものと解される。

一方で、①亡Aが平成21年7月10日に日本を出国した後は平成29年10月6日に日本に入国するまでの8年以上の間日本には入国していなかったこと（〔略〕）、②亡Aが本件保険契約締結後の平成29年12月1日にフィリピン共和国の方式でXと婚姻していること（〔略〕）、③亡Aの死後に行われた被告による調査の際には、Xは、亡Aは平成20年頃からフィリピンでXと半同棲の生活をしていた旨述べていたこと（〔略〕）などからすれば、本件保険契約締結当時、亡AはフィリピンのX宅に生活の本拠を置いていたものと認められ、亡AはフィリピンのX宅に居住していたものと認められる。

したがって、亡Aが日本国内の住居を出発してから日本国内の住居に帰着するという旅行行程は観念できず、亡Aが『旅行行程』中に傷害を負ったものとは認められない。

イ（ア）これに対し、Xは、『亡Aは、短期滞在・観光の在留資格でフィリピンに入国したのであり、フィリピンの在留資格を超えて同国に在留できるいわれはなく、その在留期間内に日本へ帰国せざるを得なかったのであるから、本件保険契約締結時に日本国内に居住する者に当たるといふべきであり、亡Aは日本を出国して日本へ帰国するまでの『旅行行程』中に傷害を負ったものといふべきである。』と主張する。

しかしながら、本件保険契約締結当時、亡Aが日本に生活の本拠を有していたと認められないことは、後記（イ）のとおりであるから、仮に亡Aがフィリピンの在留期間内に日本へ帰国せざるを得ないという事情があったとしても、そのことをもって、本件保険契約締結当時、亡Aが日本国内に居住していたとみることができないのは明らかである。

したがって、亡Aは『旅行行程』中に傷害を被ったとするXの主張は、前提を欠くものであって採用することができない。

（イ）またXは、亡Aの日本での住所は東京都（以下略）内の住所であり、同所は亡Aが死亡するまで亡Aが借主になっていた旨X代理人に対して述べている（〔証拠略〕）。なお、同所は、亡Aが平成21年7月に日本を出国する前に前妻のフィリピン人女性と一時期暮らしていた場所であったようである（〔証拠略〕）が、仮に亡Aが本件保険契約締結時に同所を借りていたのだとしても、上記アで指摘した事情に照らせば、亡Aが同所に生活の本拠を置いていたとは到底認められず、亡Aが同所で居住していたとは認められない。」

2. 本件保険代理店の錯誤の有無について

「(1) 上記……の点を措くとしても、本件保険契約は本件保険代理店の錯誤によるものであり、無効である。

すなわち、上記……の本件保険契約締結時の経過からすれば、本件保険代理店は、亡Aが本件確認用紙に記入された群馬県の住所地に居住している

ものと認識して本件保険契約を締結したものと認められる。一方で、上記……のとおり、本件保険契約締結当時、亡Aは実際にはフィリピンのX宅に生活の本拠を置き、同所において居住していたものと認められる。そうすると、本件保険代理店は、実際には亡Aは海外に居住していたにもかかわらず、亡Aは日本国内に居住しているものと誤信して本件保険契約を締結したものであり、錯誤によって本件保険契約を締結したものと認められる。

そして、本件確認用紙に『海外居住の方…は、お引受けできません。』と記載されていることからすれば、本件保険代理店は亡Aが実際には海外に居住していることを知っていれば本件保険契約を締結しなかったものと認められる。

したがって、本件保険契約は錯誤によるものであって無効である。

(2) これに対し、Xは、亡Aは日本国籍を有しており、日本から出国する前は日本に居住していたのであるから、『海外居住の方』には該当しない旨主張し、また、亡Aのフィリピンの在留資格は『短期滞在、観光』に過ぎず、在留資格を失えば日本に帰国せざるを得ないのであるから、亡Aがフィリピンに住居を有していようがまいが『海外居住の方』に該当する余地はない旨主張する。しかし、『海外居住』とは、生活の本拠が海外にあることをいうものと解されるところ、亡Aが日本国籍を有していることや日本から出国する前は日本に居住していたこと、亡Aが在留資格を失った場合に日本に帰国せざるを得ないことなどの事情は本件保険契約締結時に亡Aが海外に居住していたとの認定を妨げるものではないから、Xの上記主張は採用できない。

また、Xは、海外旅行保険を締結しようとする者は海外に居住しているかについての告知義務は負わないから、本件保険代理店に錯誤はない旨も主張する。しかし、本件確認用紙に『海外居住の方…は、お引受けできません。』と記載されていることなどからすれば、被保険者が海外居住者か否かは本件保険契約の要素であるというべきであり、その点に錯誤があれば本件保険契

約は無効になるといえるから、Xの上記主張は採用できない。

なお、Xは、仮に本件保険代理店に錯誤があったとしても、本件保険代理店には重大な過失があると主張するが、証拠がない。」

Ⅲ. 研究

1. はじめに

本件は、亡Aの配偶者であり法定相続人であるX（原告・控訴人）が、Y損害保険株式会社（被告・被控訴人）に対し、Xの亡夫AがY社との間で締結していた海外旅行保険契約に基づき、亡Aの傷害死亡保険金およびこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

海外旅行保険の約款には、被保険者が「旅行行程」中に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合に、傷害死亡保険金を支払う旨が定められており、本件では、被保険者である亡Aの旅行行程中の保険事故の存否が問題となっている。本判決は、亡Aの死因は心筋梗塞であり、仮にその直前に亡Aが階段から転落していたのだとしても、それによって負った傷害と死亡との間の因果関係があるとはいえず、亡Aが転落事故によって負った傷害の「直接の結果として死亡した」ものとは直ちには認められないと判示した。

また、本判決では、Y社の保険代理店であるZとの間で本件保険契約が締結されており、Zが亡Aとの間で締結した保険契約について誤信して締結されたものか否か、すなわち、錯誤によって本件保険契約が締結されたものか、仮に錯誤によって締結されたものであるとしても重大な過失があるか否かもあわせて問題となっている。本判決は、本件確認用紙に海外居住者は引受できない旨が記載されていることなどからすれば、被保険者が海外居住者か否かは本件保険契約の要素であるというべきであり、その点に錯誤があれば本件保険契約は無効になるといえ、本件保険代理店に錯誤があったとし

でも重大な過失があるとはいえないと判示する。以上の通り、本判決も基本的には原審判決の判断を踏襲し、Xの請求を棄却しているが、海外旅行保険における「旅行行程」中の保険事故の存否を問題とした公刊されている高裁レベルの裁判例としては初めてのものであり、その点で意義を有する。

そこで、以下では海外旅行保険における「旅行行程」中の保険事故の存否を中心に検討することとし、錯誤無効については、主として平成29年改正前の民法のもとでの検討を行い、それに加えて同改正民法のもとでの適用の問題について検討するものとする。

2. 海外旅行保険約款の規定

(1) 海外旅行保険の特徴

海外旅行保険は、海外旅行行程中の旅行者のリスクをカバーする保険であり⁽¹⁾、傷害・疾病をはじめとして、海外旅行にまつわるさまざまなリスクを対象とする総合的な保険である⁽²⁾。

この保険商品が開発・販売された当時は、保険期間中の被保険者の傷害・傷害死亡および傷害後遺症をてん補する内容の傷害保険とされていたが⁽³⁾、その後、特約によって、保険期間中の疾病・疾病死亡・救助費用のてん補等に保障範囲が拡大されてきた⁽⁴⁾。この保険商品が損害保険会社を取り扱う第三分野の保険の中では、唯一疾病死亡に関する定額給付が認められているこ

(1) 東京海上日動火災保険株式会社編『損害保険の法務と実務〔第2版〕』（金融財政事情研究会、2016年）111頁参照。

(2) 東京海上日動火災保険株式会社編・前掲注(1) 111頁参照。

(3) 先本将人「海外旅行保険における疾病リスクの保障範囲拡大の変遷と今後の課題」日本国際観光学会論文集23号（2016年）189頁参照。

(4) 安田火災海上保険株式会社編『傷害保険の理論と実務』（海文堂、1980年）115頁、先本・前掲注(3) 189頁参照。なお、東京海上日動火災保険株式会社編・前掲注(1) 111頁-113頁では、主な海外旅行保険の支払保険金として、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害治療保険金、疾病死亡保険金、疾病治療費用保険金、救済者費用保険金、携行品損害保険金、個人賠償責任保険金、旅行変更費用保険金などがあるとする。

とが特徴である⁽⁵⁾。わが国の保険業法では、生命保険業と損害保険業の分や調整が行われており、疾病死亡に関する定額保険は、生命保険業免許を受けた者しか行うことができないため(保険業法3条4項1号)、損害保険会社は、原則としてこれを行うことができないところ、海外旅行期間については例外的に損害保険会社も疾病死亡に関する定額保険を引き受けることができるとしていることによる(同法3条5項3号)⁽⁶⁾。

本件で問題となっている海外旅行保険の傷害死亡保険金の支払について、T社の約款では次の通り規定する。まず、傷害死亡保険金支払特約1条は、「傷害死亡保険金額」の定義として、「保険証券記載の傷害死亡保険金額をいいます。」とし、次に同特約2条1項は「当社は、被保険者が旅行行程中に傷害を被り、その直接の結果として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、この特約および普通約款の規定に従い、傷害死亡保険金額の全額を傷害死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。」とする⁽⁷⁾。これらの規定によれば、本件保険契約は、定額給付型の傷害保険契約であると理解することができる。そうすると、海外旅行保険の傷害死亡による定額の保険金の支払は、保険法上、傷害疾病定額保険(2条9号)に分類することができ、その給付事由は、「傷害疾病による治療、死亡その他の保険給付を行う要件として傷害疾病定額保険契約で定める事由」(同法66条)とあることから、被保険者の傷害による死亡ということになる。

(5) 東京海上日動火災保険株式会社編・前掲注(1)111頁参照。また、同所では、本文に述べた特徴のほか、一般の第三分野とは異なり、海外旅行と親和性の高い場所(旅行会社、空港)で契約が締結されることも多いという特徴を有するとする。

(6) 安居孝啓『最新保険業法の解説〔改訂3版〕』(大成出版社、2016年)53頁、吉田和央『詳解保険業法』(金融財政事情研究会、2023年)132頁参照。

(7) なお、傷害死亡保険金支払特約2条1項では、単に「傷害」とされているが、海外旅行保険普通保険約款1条の定義規定によれば、傷害とは、「急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。」と定義している。

したがって、傷害死亡保険金の請求が認められるためには、「旅行行程」中の傷害か否か、および傷害の「直接の結果として」の死亡かどうか（因果関係の存否）が決め手となる。

(2) 「直接の結果として」の意義

定額給付型の人保険契約である傷害保険契約では、傷害事故を原因として、一定の人の身体状態が生じた場合に、保険給付が行われることとなる。そのため、因果関係の存在が、保険給付請求権の発生要件であるとされている⁽⁸⁾。このことは、給付事由について定める保険法の規定（66条）が傷害による死亡等としており、また、約款規定も傷害の直接の結果として「死亡した」場合としていることから、傷害と死亡との間の因果関係の存在が必要とされていることが明らかである⁽⁹⁾。

傷害と死亡との間の因果関係については、約款において「直接の」と規定されていることから、直接的因果関係に限定する解釈も不可能ではないが、判例はこれを相当因果関係と解している⁽¹⁰⁾。もっとも、判例は、相当因果関係の意味をある事実から別の事実が生じることの蓋然性があれば、相当因果

(8) 山下友信『保険法（下）』（有斐閣、2022年）272頁、山下友信＝永沢徹『論点体系保険法』（日本評論社、2023年）334頁〔石田清彦執筆〕参照。

(9) なお、損害保険会社の傷害保険契約に基づく保険給付請求権の発生要件は、①三要件をみたす事故の発生②により③傷害が発生し、これ④により⑤死亡その他の身体の状態に関する結果が生じることであり、①から③が保険事故であり、⑤が保険事故の結果となる。保険金を支払う場合を定める条項では、事故「によって」身体に被った傷害に対して保険金を支払うものとし、死亡保険金等の各種保険金の支払について定める条項では、傷害を被り、その「直接の結果として」死亡等の結果が発生した場合に保険金を支払うものとしている。前者では①と③の因果関係が「よって」として示され、後者では③と⑤の因果関係が「直接の結果として」として示されており、明らかに因果関係の要件が異なる（山下・前掲注(7)272頁）が、この2つの因果関係は、あまり厳格に区別するわけではなく、事故と結果との間の因果関係として解決されることも少なくないようである（山下・前掲注(7)273頁）。

(10) 東京海上日動火災保険株式会社編・前掲注(1)99頁、山下・前掲注(7)273頁、山下＝永沢・前掲注(7)334－336頁〔石田執筆〕参照。

関係があるということ以上は明らかにしていない⁽¹¹⁾。傷害保険では、傷害または結果の原因が疾病であるか否かが因果関係の問題の中心であるが、損害保険の因果関係と同様に、もっぱら相当因果関係というだけでは解決できず、担保危険、非担保危険、免責危険がどのように結果に作用しているかにより保険給付の可否に関する結論を導くべきであるとされる⁽¹²⁾。このように因果関係の存在が保険給付請求権の発生要件となるが、そのうち、特に事故と死亡との間の因果関係に関しては、自動車傷害保険における裁判例を中心に、事故と死亡との間に相当因果関係が認められれば、直接の結果性を充足したものであるとしている。たとえば、最高裁平成19年5月29日判決⁽¹³⁾は、夜間高速度道路上で起きた自損事故によって被保険者Aが車外に避難する際に、後続車両2台にそれぞれ衝突、轢過されて死亡した事案について、最高裁判所は、①運行起因事故があり、②同事故により車両内にとどまっていると身体の損傷を受けかねない切迫した危険にさらされ、その危険を避けるために車外に避難せざるを得ない状況に置かれていること、③その後の避難行動は、避難経路も含めて危険にさらされた者の行動として極めて自然なものであったこと、④同事故と死亡の直接の原因となる傷害が時間的にも場所的にも近接して生じていることの要件を満たせば、事故と死亡の間には相当因果関係があると認められ、同事故により負傷し死亡したものと解すると判示する。

本件において、Xは、亡AがフィリピンにあるX宅において階段からの転落事故によって死亡したものであると主張するが、他方で、Yは、亡Aの死因は急性心筋梗塞であり、死亡する前に階段で転倒していたとしても、階段で転倒した結果として心筋梗塞が生じたのではなく、心疾患が生じた結果、階段で転倒したものと考えられると主張する。

本判決は、亡Aの死因について、X側で「X宅において階段からの転落事故によって死亡した」と主張に対して相当因果関係を否定する。実務上も、

(11) 山下・前掲注(7)273頁参照。

(12) 山下・前掲注(7)273-274頁参照。

(13) 最三小判平成19・5・29裁判集民224号449頁。

相当因果関係の判断は、医学的観点も踏まえて相当因果関係の範囲にあるかどうかを判断することとされている。自動車運転中に軽微な衝突事故を起こした約1時間後にくも膜下出血により運転者が死亡した事案について、脳動脈瘤破裂によってくも膜下出血に至ったものであり、原因事故である衝突事故と死亡との間には相当因果関係はないとされた事例⁽¹⁴⁾や交通事故後に軽度の鬱病となった被保険者が自殺した事案について、自殺の原因は他の要因によるものと考えられ、少なくとも交通事故による鬱病と自殺との間には相当因果関係がないとした事例⁽¹⁵⁾がある。このように裁判例では、医学的な観点を踏まえて相当因果関係の範囲にあるかどうかを基準として個別的に事例に即して判断している。本判決も、急性心筋梗塞は疾病であって、そのような疾病によって死亡したことから、階段からの転落による傷害と死亡との間の相当因果関係は肯定できないとしており、この部分の判旨は妥当である。

(3) 「旅行行程中」の意義

海外旅行保険約款にいう「旅行行程」とは、保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいう（海外旅行保険普通保険約款第1条）⁽¹⁶⁾。そのため、「旅行行程」中の定義からは、永住目的で海外に行く人や永住権をもって海外に居住する人は除外されている⁽¹⁷⁾。

たとえば、この点について、東京地判令和4年3月24日判決⁽¹⁸⁾が「旅行行程」中の意義について述べている。この判決は、被保険者A（67歳男性）が出張先のD国で誤嚥性肺炎に罹患し、その治療のためにカニューレの挿入によって生じた創部から多剤耐性アシネトバクターに感染し、帰国後に搬

(14) 千葉地八日市場支判昭和62・11・18判時1260号31頁。

(15) 仙台高判平成6・3・28判タ878号274頁。

(16) 東京海上日動火災保険株式会社編・前掲注(1)111頁の注(77)参照。

(17) 先本将人「日本における海外旅行保険の誕生と約款の歴史の変遷」日本国際観光学会論文集21号（2012年）35頁参照。

(18) 東京地判令和4・3・24自動車保険ジャーナル2125号174頁。

送先の病院で死亡したことから、Aは誤嚥性肺炎によって死亡したのであり、それに基づく保険金請求をした事案について、海外旅行保険は、「被保険者が海外旅行中に傷害又は損害を被る危険があり、これによる損害を填補すること等を目的とするものと解されること、海外旅行は、恒久的な海外移住などとは異なり、出発から帰着まで、旅行目的に従った計画が存在するのが通常であること、本件約款1条の『旅行行程』の定義に照らし、『海外旅行の目的をもって』との文言は、『住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程』を修飾するものと解するのが自然であることに照らせば、『旅行行程』とは、このように海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程の意味に解するのが相当である」と判示する。その上で、①亡Aは、D国から日本に搬送され、そのまま搬送先の病院に入院しており、その時点で当初予定していた旅行目的に従った計画は実現できずに終了しているというべきであるから、②本件約款1条にいう責任期間は終了したといえ、同日から30日を経過した後である同7月11日に死亡しているため、疾病死亡保険金の支払条件を充たさないとされている。

それに対して、本判決は、①亡Aが平成21年7月10日に日本を出国した後は平成29年10月6日に日本に帰国するまでの8年以上の間日本には入国していなかったこと、②亡Aが本件保険契約締結後の平成29年12月1日にフィリピン共和国の方式でXと婚姻していること、③亡Aの死後に行われた被告による調査の際には、Xは、亡Aは平成20年頃からフィリピンでXと半同棲の生活をしてきた旨述べていたことなどからすれば、本件保険契約締結当時、亡AはフィリピンのX宅に生活の本拠を置いていたものと認められ、亡AはフィリピンのX宅に居住していたものと認められるとする。そして、このような事実認定を基にして、亡Aが日本国内の住居を出発してから日本国内の住居に帰着するという旅行行程は観念できず、亡Aが「旅行行程」中に傷害を負ったものとは認められないとしており、この部分の判示も妥当である。

3. 本件代理店の錯誤の有無

本件保険代理店は、錯誤によって本件保険契約を締結したものであり、本件保険契約は無効であると主張する。本件事案に適用される規定は、平成29年改正前民法の規定であり、そのため、保険代理店Zは、錯誤により無効であるとの主張をしている。改正前民法の下で、錯誤による無効は、表意者を保護するために認められているため、その保護を受けるか否かを表意者の判断に委ねることが相当であると考えられており、表意者が無効を主張する意思がない場合には、第三者は原則として無効を主張することができないとされていた。そのため、改正前民法の錯誤による無効は、取消に近い効果を有するものと解されていた⁽¹⁹⁾。改正前民法のもとでは、①法律行為の要素に錯誤があること、および②表意者に重大な過失がないことが錯誤の要件とされていた⁽²⁰⁾（改正前民法95条）。その上で、表示行為の錯誤と動機の錯誤を区別し、動機の錯誤は、原則としてこのような要素の錯誤には当たらないが、動機が表示されて、意思表示の内容となった場合には法律行為の要素となり得るとされていた⁽²¹⁾。

本件確認用紙には、海外居住の方はお引き受けできない旨が記載されていることからすれば、本件保険代理店は、亡Aが実際には海外に居住することを知っていれば本件保険契約を締結しなかったのであり、被保険者が海外居住者か否かは本件保険契約の要素であるというべきである。また、本件申込時の保険代理店の担当者と亡Aとの確認のやり取りとしては、亡Aが本件確認用紙に必要事項を記入し、本件保険契約の申込手続を行ったが、その際、亡Aが確認用紙の住所欄に「東京都」の住所を記載したが、その住所は繁華街であったこと等から、本件保険代理店の担当者が亡Aに対して、

(19) 佐久間毅『民法の基礎1総則』（有斐閣、2020年）151頁、四宮和夫＝能見義久『民法総則〔第9版〕』（弘文堂、2018年）259頁など参照。なお、改正前民法の錯誤による無効について、「取消的無効」と表現するものもある（内田貴『民法I総則・物権総論』（東京大学出版会、2008年）75頁参照）。

(20) 内田・前掲注(19)64頁参照。

(21) 内田・前掲注(19)66頁、四宮＝能見・前掲注(19)243頁参照。

同所に住んでいるのかを尋ね、亡Aが宿泊している場所であるところをたえたため、住んでいる場所を記載するよう依頼したところ、「群馬県桐生市」の住所を記載したのであり、これを踏まえれば、代理店には重過失はない。本件保険代理店は、亡Aが日本に居住する者との錯誤に陥り、海外旅行保険の申込みに対して承諾を与えたものと考えられる。したがって、本件保険契約は、本件保険代理店の錯誤によって締結されたものであり、無効である。

なお、改正民法は、法律行為を行うに際して表意者が真意と異なった表示行為をし、しかも表意者自身がそれを知らない場合において、その錯誤が「法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要」であるときは、表意者はこれを取り消すことができると規定する（改正民法95条1項柱書）。錯誤の態様として、改正民法では2つの態様を認めている。すなわち、①意思表示に対応する意思を欠く錯誤（95条1項1号。内容の錯誤）であり、表意者が表示行為につき相手方の理解と異なる意味内容を持っていた場合、および②いわゆる動機の錯誤（95条1項2号）であり、表意者が「法律行為の基礎とした事情」について「認識が真実に反する錯誤」である。ここで、②の「法律行為の基礎とした事情」とは動機のことであるが、その場合は、「その事情が法律行為の基礎とされていること」が「表示されていたとき」に取り消すことができるものとされている（同2項）。したがって、錯誤により取消しが認められるためには、その錯誤が、「法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要」なものでなければならない（民法95条1項柱書）。そのため、「法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして」表意者のみならず、通常人もその「錯誤」がなかったならば、表意者がその意思表示をしなかったものと認められる場合に、法律行為の要素の錯誤が存在するものとされる。

この点、本判決では、動機の錯誤が問題となるが、上記の事実関係からすれば、「法律行為の基礎とした事情」（動機）について、「法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要」なものであるといえる。また前出の通

り、本件保険代理店に重過失は認められない。したがって、改正法のもとでも、本件保険契約は錯誤により取消しが認められると解される。

4. おわりに

本件では、海外旅行保険において、旅行行程中の保険事故の発生の有無および本件保険代理店が、本件保険契約を錯誤によって締結したか否かが問題となっていた。

まず、旅行行程中の保険事故発生の有無について、亡Aの死因は急性心筋梗塞であり、仮にその直前に亡Aが階段から転落していたのだとしても、それによって負った傷害と死亡との間の因果関係があるとはいえず、亡Aが転落事故によって負った傷害の直接の結果として死亡したものと認められないとする。そのうえで、約款上本件保険契約における「旅行行程」とは、保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいうとされており、本件確認用紙には海外居住の方は、お引き受けできませんと記載されていることなどからすれば、本件保険契約における「旅行行程」は日本国内に居住する者が日本国内の住居を出発してから日本国内の住居に帰着するまでの旅行行程であることを前提としているとしたうえで、本件保険契約締結当時、亡AはフィリピンのX宅に生活の本拠をおき、そこに居住していたものと認められ、亡Aが「旅行行程」中に傷害を負ったものと認められないとする。

次に、本件保険代理店の錯誤の有無に関しては、本件保険代理店は、実際に亡Aが海外に居住していたにもかかわらず、亡Aは日本国内に居住しているものと誤信して本件保険契約を締結したものであるから、錯誤によって本件保険契約を締結したものであり、本件確認用紙に海外居住の方はお引き受けできない旨記載されていることからすれば、実際に亡Aが海外に居住していることを知っていれば本件保険契約を締結しなかったものと認められること、亡Aが日本国籍を有していることや日本から出国する前は日本に

居住していたこと、亡Aが在留資格を失った場合に日本に帰国せざるを得ないことなどの事情は、本件保険契約締結時に亡Aが海外に居住していたとの認定を妨げるものではないこと、本件確認用紙に海外居住の方はお引受けできない旨記載されていることからすれば、被保険者が海外居住者か否かは本件契約の要素であり、その点に錯誤があれば本件保険契約は無効となるとした。

このように、本判決は、亡Aが旅行行程中に傷害を負ったものとは認められないとし、また、本件確認用紙に海外居住の方は引受けできない旨が記載されており、本件保険代理店と亡Aのやり取りからそのようなことを契約の内容とすることを亡Aも認識していたものと考えられ、亡Aが日本に居住していると記載していたことから、海外居住であると知っていれば承諾をしなかったものと解され、錯誤による無効（取消し）が認められるとしており、Xの請求を棄却している。本判決の結論は、いずれも妥当なものであり支持することができる。